

参 総 財	考 務 建 設 政	資 任 委 員	料 会 課
審 査 日	令 和 4 年 6 月 3 日		日
提 出 日	令 和 4 年 6 月 3 日		日

## 葉山町プロポーザル実施取扱要綱

(平成22年 3月 1日制定)

(平成25年 3月 1日改正)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、葉山町契約規則(平成8年葉山町規則第2号。以下「契約規則」という。)及びその他別に定めるもののほか、葉山町契約指名業者選考特別委員会要綱(昭和62年4月1日制定)第3条に規定する諮問案件について、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 委託等の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす参加者を公募又は選定し、当該委託等に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(様式第5号)の提出を受け、提出された書類及び必要に応じてヒアリングを実施した上で、提案の評価を行い、履行に最も適した受託候補者を特定する方式
- (2) 公募型プロポーザル方式 前号に規定するプロポーザル方式のうち、参加者を公募により募集し、参加資格があると認められた者から提案を受ける方式
- (3) 指名型プロポーザル方式 第1号に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の参加者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式

### (対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

- (1) 専門的な知識又は技術、高度な創造性を必要とする業務
- (2) 町において仕様を定めることが困難である業務

### (選考委員会の役割)

第4条 プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、あらかじめ当該委託等が前条の規定に該当するかを、葉山町契約指名業者選考特別委員会(以下「選考委員会」という。)において審議するものとする。

2 選考委員会は、受託者をプロポーザル方式により特定することとした業務等について、次に掲げる事項を審議しなければならない。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 評価基準(評価項目及びそのウエイト、ヒアリングの有無、採点が同点の場合の取扱、その他受託候補者の特定に必要な事項)
- (3) 公募型プロポーザル方式による場合における参加条件

(4) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請する者(以下「要請者」という。)の選定

(評価委員会の設置)

第5条 選考委員会は、プロポーザル方式により受託候補者を特定することとなった委託等について、評価委員会を設置し、受託候補者を特定させなければならない。

(評価委員長及び評価委員の選定)

第6条 選考委員会は、評価委員会の委員長を選考委員会の委員から選定するものとする。

2 選考委員会は、評価委員会の委員を選定しなければならない。なお、必要により町職員以外を委員として選定することができる。

3 前項の規定により町職員以外の委員を選定した場合は、第1項の規定にかかわらず、当該委員を委員長とすることができる。

(参加資格)

第7条 町長は、第4条第2項第3号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に該当する者を参加資格者としなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 契約規則第22条の規定による入札参加の資格を有する者であること。

(2) 次のいずれかの日において、葉山町指名停止等措置要綱(平成18年5月1日制定)の規定による指名停止措置を受けていない者。

ア 公募型プロポーザル方式にあっては、プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)の提出期限から受託候補者の特定の日まで

イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで

(実施の公表)

第8条 町長は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項を、公告及びホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(1) 委託等名、委託内容及び履行期限

(2) 予算額

(3) 参加資格

(4) 担当部課

(5) 参加意向申出書の提出期限、場所及び方法

(6) プロポーザル参加決定までの流れ

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

(8) 評価が同点となった場合の措置

(9) その他町長が必要と認める事項

(参加手続)

第9条 公募型プロポーザル方式において、プロポーザルの参加を希望する者は、公告等において指定する日までに、参加意向申出書及び必要書類(当該公表において指定された場合に限る。)を町長に提出しなければならない。

(参加意向申出者の参加資格の確認等)

第10条 町長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「参加意向申出者」という。)が、第7条の規定に基づく参加資格を有するかを確認し、参加資格の確認結果を参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(指名型プロポーザル方式による指名の通知)

第11条 町長は、要請者を決定した場合は、速やかに当該要請者に対しプロポーザル参加指名通知書(様式第3号)により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 委託等名、委託等内容及び履行期限
- (2) 予算額
- (3) 担当部課
- (4) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (5) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (6) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
- (8) 評価が同点となった場合の措置
- (9) その他町長が必要と認める事項

(提案書の提出要請)

第12条 町長は、第10条の規定に基づく参加資格を有する者に対し提案書の提出等をプロポーザル関係書類提出要請書(様式第6号)により、前条の規定により要請者として指名をした者に対し提出意思確認書(様式第4号)及び提案書の提出等をプロポーザル関係書類提出要請書により通知するものとする。

2 要請者は、プロポーザル関係書類提出要請書において指定する日までに、提出意思確認書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要ないと認めるときは、省略することができる。

(評価委員会の審議)

第13条 評価委員会は、委員の定足数の4分の3の出席をもって成立する。

2 評価委員会の委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案の内容を評価基準に基づき判定し、評価委員会は委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の順位を決定するものとする。

3 評価委員会は、提案者の順位を決定した時は、選考委員会に提案者の名称、順位、採点の集計結果、提案内容について審議した場合は、その記録その他選考委員会が必要とする書類を評価結果として報告しなければならない。

(評価結果に対する選考委員会の審査等)

第14条 選考委員会は、評価委員会から評価結果の報告を受けたときは、前条の審議等が適正に行われたかを審査するものとする。

- 2 選考委員会は、前項の審議等が適正に行われたことを確認し、評価委員会が決定した最上位の者を受託候補者として特定するものとする。
- 3 選考委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員会を設置し、改めて提案を評価させることができる。

(受託候補者の特定)

第15条 町長は、選考委員会が受託候補者として特定した者及びそれ以外の者に対し結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年 3月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

様式第1号 参加意向申出書

様式第2号 参加資格確認結果通知書

様式第3号 プロポーザル参加指名通知書

様式第4号 提出意思確認書

様式第5号 提案書

様式第6号 プロポーザル関係書類提出要請書

様式第7号 結果通知書

(様式第1号)

平成 年 月 日

葉山町長

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
FAX  
E-mail

(様式第2号)

平成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)様

葉 山 町 長

## 参加資格確認結果通知書

次の件について、プロポーザル参加資格確認結果を通知します。

件名：

結果：参加資格を有することを認めます。

結果：次の理由により、参加資格を有することを認められません。  
理由：××のため

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail

(様式第3号)

平成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)様

葉 山 町 長

## プロポーザル参加指名通知書

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 委託等名、委託等内容及び履行期限
- 2 担当部課
- 3 提出意思確認書の提出の期限、場所及び方法
- 4 提案書の提出の期限、場所及び方法
- 5 ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
- 6 関連情報を入手するための照会窓口
- 7 評価が同点となった場合の措置
- 8 その他町長が必要と認める事項

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail

(様式第4号)

平成 年 月 日

葉 山 町 長

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 提出意思確認書

次の件について、提案書を

期限までに提出します。

提出しません。

(該当する方に をして下さい。)

件名：

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail



(様式第5号)

平成 年 月 日

葉 山 町 長

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail

(様式第6号)

平成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)様

葉 山 町 長

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：

提出書類

- 1 提出意思確認書 (提出期限 平成 年 月 日)  
ただし公募型プロポーザル方式は不要
- 2 提案書 (提出期限 平成 年 月 日)
- 3 質問書様式 (提出期限 平成 年 月 日)

その他関係書類

- 1 業務説明資料
- 2 提案書作成要領
- 3 様式類電子データ(参考)

連絡担当者

所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail

備考

提出要請書には、当該委託等の概要・基本計画等、プロポーザルの手続、プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項、評価委員会及び評価に関する事項その他必要と認める書類を添付すること。

(様式第7号)

平成 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名)様

葉 山 町 長

## 結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果：最適であると特定しました。  
次の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果：次の理由により特定しませんでした。  
理由：××のため

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail